

### 畜産クラスター

H30 年度 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)版

# 「配分予定額の通知」以降の手続き

# 【購入方式用】

# **じ**この手順書について

- ・本資料は、平成30年度要望調査に係る配分予定額の通知以降の手続きを解説したものです。
- ・速やかな事業承認~補助金の支出をさせていただくため、必ずご一読の上、書類の作成等をお願いいたします。

〔平成 30 年 6 月 29 日版: **Ver30 - 1**〕 公益社団法人中央畜産会

# ひ訂履歴・内容

版	発行日	改訂内容
30-1	H30.06.29	初版
	以上	



この手順書は、平成30年6月29日付け(平成30年度 要望)で配分予定額の通知を受けた機械装置を<mark>購入方式</mark>で導 入される場合の手順書です。

リース方式で導入される場合は、 リース方式用の手順書を ご参照願います。

平成30年6月29日付け(平成30年要望)で配分予定額の通知を受けた機械装置のうち平成30年5月25日付け協議会様あて事務連絡にて確認事項等を示された機械装置は、事業参加申請の際に所定の書類が必要になります。詳細はP3、P4をご参照下さい。

※手順書や様式のデータなどは中央畜産会のホームページで公開しています※

http://jlia.lin.gr.jp/cl/

# ] 目次

- 1 ご注意いただきたいこと【購入方式・リース方式共通】[P1]
- 2 "購入方式"の選択にあたって [P2]
  - 3 事業参加申請~補助金支払いまでの流れ [P3]
- 4 各手続きと注意点
  - (1) 事業参加申請【取組主体→協議会→(窓口団体)中央畜産会】[P4]
  - (2) 事業参加承認通知【協議会→取組主体】[P7]
  - (3) 実績報告【取組主体→協議会】[P8]
  - (4) 実績報告・補助金の請求 【協議会→ (窓口団体) 中央畜産会】[P9]
- 文中のマークについて [P11]
- **い** お問い合わせ先 [P12]

## 1 ご注意いただきたいこと【購入方式・リース方式共通】

- ①配分予定額は、通知の時点で補助対象外と判断される機械装置を除外 した上で、参加要望書より優先順位の高いものから配分して算出され たものです。そのため機械装置の精査等により、配分予定額と事業参 加承認の額が異なる場合もあります。
- ②今回の配分でも、優先順位の繰り上げは行えません。協議会内で見積 残や辞退者が出ても備考欄に記載された配分対象者以外の方が事業参 加申請することはできません。
- ③事業参加申請時までに成果目標が適切に設定されているか否かを確認し、適切でない場合の事業参加は認められていません。
- ④事業参加申請の際には、要望時の金額を超えないように注意して下さい(複数の機械装置を配分された場合は機械装置ごとに要望時の金額を超えないように注意して下さい)。
- ⑤同一の取組主体様が、ある機械装置は「購入方式」、別の機械装置は 「リース方式」と異なる方式を選択される場合は、お手数ですが、そ れぞれ所定の手続きをしてください。
- ⑥各手続き等における様式、必要な書類等は見直しがされていますので、本手順書の他、事業実施要領等を必ずご一読下さい。また、本手順書にも実施要領等の該当条項等を記載していますので、参考にして下さい。

### 2 "購入方式"の選択にあたって

#### 購入方式を選択いただく場合、以下の留意事項等がありますので、ご注意下さい。

#### 【取組主体様】

- ・資金計画について協議会の確認を受け、協議会とともに(「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」(平成17年4月1日付け16生産第8452号総合食料局長、生産局長、経営局長通知)に準じて)費用対効果分析を行い、投資効率等を十分検討してください
- ・購入方式ではリース方式と異なり、動産総合保険等へ加入していただきます(盗難保険は必須です)。なお、保険料は補助の対象外です
- ・取組主体様自らが財産管理台帳を整備・保管していただきます。また、その写しは 協議会へ提出する必要があります
- ・補助金は、機械装置の代金を取組主体様が全額支払い、上記保険の加入の他、所定 の手続きが終了した後に協議会から支払われます。証拠書類として領収書も必要に なりますので、機械装置の代金を全額お支払いいただく必要があります
- ・補助残額の融資を受ける際に、当該機械装置を担保とすることはできません
- ・既存機械を下取りさせた場合や既存機械の処分益が出た場合は、補助対象経費から 差し引かれます
- ・取組主体様は本事業の趣旨及び補助金の管理について十分に理解し、財産処分制限 期間の機械装置の適切な管理に努め、適正な事業実施を確保する必要があります

#### 【協議会様】

- ・助成先 (補助金の支払先) は協議会様です。あらかじめ補助金の経理に関する規程、 事務処理規程等を定め、補助金及び事務の取扱が明確になっていることについて都 道府県の確認を受ける必要があります
- ・事業参加申請に先立って、融資証明書等により取組主体様の資金計画等を確認する とともに、費用対効果分析を行い、投資効率等を十分検討していただきます
- ・協議会様が中央畜産会からの事業参加承認通知に基づき、その都度、協議会様から 当該取組主体様に承認通知を出していただく必要があります。また、補助金は協議 会の口座へ送金されます。その後に当該取組主体様へ送金していただきます
- ・中央畜産会への機械装置の実績報告・補助金の請求手続きは、協議会様からおこなっていただきます
- ・取組主体様から提出された財産管理台帳の写しに基づいて財産処分制限期間中の機械装置の利用状況等を確認し、事業が適正かつ確実に実施されるよう取組主体様を 指導していただきます
- ・万が一、処分制限期間中に取組主体様の経営中止や機械装置の破損などにより補助の目的を達することができなくなった場合は、協議会様が取組主体様から補助金相当額を回収して中央畜産会へ返還する義務が生じます

## 3 事業参加申請~補助金支払いまでの流れ

購入方式における事業参加申請から補助金の支払いまでの流れは以下の通りです。

#### ①配分予定額の通知【中央畜産会(窓口団体)→協議会→取組主体】

- ②都道府県の確認手続き【協議会→道府県庁】 5 5 0 3 0 (3)
  - ・あらかじめ、次の内容について道府県の確認を受けて下さい
    - ・協議会が補助金の経理に関する規約、事務処理規程等を定め、補助金及び事務の取扱いが明確 となっていること
    - ・機械装置の購入を希望する取組主体の資金計画について、金融機関等が発行する預金残高証明 書又は融資証明書等により、支払い可能であることが確認されていること
    - ・「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」(平成17年4月1日付け16生産第8452号総合食料局長、生産局長、経営局長通知)に準じて、費用対効果分析が実施され、投資効率等が十分検討された上で、当該機械装置の導入による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれていること

#### ③事業参加申請【取組主体→協議会→(窓口団体)中央畜産会】 ■ 第5の3の(2)

- ↓ ・配分予定額の対象となった機械装置について参加申請をおこなってください。
- 》※②の都道府県の確認が済んでいない場合は参加申請できません
  - ※知事の特認が必要な場合は知事の承認後に参加申請して下さい

#### ④事業参加承認通知【中央畜産会(窓口団体)→協議会】 🖥 第5の3の(4)

- ・参加申請内容を審査し、その結果により事業参加承認通知書をお送りします
- ⑤事業参加承認通知【協議会→取組主体】
- ↓ ・④の通知をもとに、当該取組主体様に承認通知をしてください
- ⑥機械装置の導入【取組主体】

 $\downarrow$ 

- ・承認通知書に記載されている機械装置の導入をしてください
- ⑦実績報告【取組主体→協議会】
- ↓ ・機械装置の導入が終了した取組主体様は、協議会に実績報告を提出してください
- ⑧実績報告・補助金の請求【協議会→(窓口団体)中央畜産会】
- ↓ ・取組主体様から提出された実績報告書を取りまとめ、協議会名の実績報告書を↓ 提出してください
- ⑨補助金のお支払い【中央畜産会(窓口団体)→協議会】
- ↓ ・⑦の書類を審査し、その結果により補助金を協議会の口座へお支払いいたします↓ ・入金後、当該取組主体様へ速やかに送金してください
- ⑩補助金の支払い【協議会→取組主体】

#### 各手続きと注意点 4

#### (1) 事業参加申請【取組主体→協議会→(窓口団体)中央畜産会】

第5の3の(2)

#### 【取組主体様】

# 必ず P9 をご参照下さい。

見積書の取得に関しては、

## 〔畜産経営強化支援事業〕の方

以下の①~⑤の書類と添付書類①~⑫の内、該当するものを揃えて協議会へ申請して下さい。

- ※赤字は各書類等の注意事項です。
- ①参加申請書 別記様式第3号-別紙1 (購入方式)
- ②申請内容 別記様式第3号-別紙2畜産経営強化支援事業(購入方式)
- ③申請内容に係る添付資料 別記様式第3号-別紙4 (購入方式) ※既存機械の下取りや処分益が出る場合は、補助対象経費から控除してください
- ④補助対象機械装置の選定に関する調査表 別記様式第3号-別紙5 (購入方式)
- ⑤補助金及び交付申請に関する確認書 別記様式第3号-別紙6 (購入方式)
- ※参加申請を複数に分ける際は、その都度添付して下さい

#### [添付書類等]

- ①申請する補助対象機械装置の次のどちらかの書面
  - ・入札の場合は「入札結果を証する書面及び見積書(写し)」
  - ・見積もり合わせの場合は「三者以上の見積書(写し)」
  - ※見積書は申請する機械装置の内容がわかるよう具体的な記載をしてください
- ②補助対象機械装置の「カタログの原本」または「販売業者により原本証明されたカタログの写し」
  - ※カタログの原本を添付される場合には原本証明が不要になりました
  - ※堆肥運搬車は、特装内容のわかる図面・資料等を添付して下さい
- ③定款(写し) [取組主体が要領で規定する法人の場合]
- ④規約(写し)又は共同利用契約書(写し)[取組主体が要領で規定する集団及び団体の場合]
- ⑤農業経営改善計画認定書(写し)又は青年等就農計画認定書(写し)
- ⑥農業環境規範に基づく点検シート(写し)
- ⑦配合飼料価格安定制度に係る当該年度分の数量契約(写し)、または加入していない場合は申告書 ※加入されていない場合は、確認のため「配合飼料価格安定制度加入に関する申告書」を添付してください。様式 は事業専用ホームページから入手頂けます。
- ⑧知事特認に係る協議書(写し)と認定を証する書面(写し)〔知事特認の機械装置を申請する場合〕
- ⑨農業協同組合又は農業協同組合連合会が、自ら家畜の飼養を行う場合、農業協同組合法第 11 条の 51の規定に定める農業経営規程(写し)
- ⑩既存機械の下取りがある場合は見積書(写し)
- ① (国産チーズ振興枠のみ)チーズ製造業者との契約書(写し)等原料乳の供給予定数量が分かる資 料、もしくは食品衛生法に基づく乳製品製造業(品目:チーズ)の許可証(写し)及び製造品目・数 量(予定)が分かる資料
- ⑫その他必要な書類
- ※平成30年度要望時に確認事項等を示された機械装置がある場合は、該当する「要望時確認事項確認
  - 票(平成 30 年 6 月 29 日付け事務連絡)」を記入の上、添付して下さい。

#### 〔飼料生産受託組織等経営高度化支援事業〕の方

以下の①~⑤の様式と添付書類①~⑦の内、該当するものを揃えて協議会へ申請して下さい。 ※赤字は各書類等の注意事項です。

- ①参加申請書別記様式第3号-別紙1(購入方式)
- ②申請内容 別記様式第3号-別紙3飼料生産受託組織等経営高度化支援事業(購入方式)
- ③ 申請内容に係る添付資料 別記様式第3号 別紙4 (購入方式)
  - ※既存機械の下取りや処分益が出る場合は、補助対象経費から控除してください
- ④補助対象機械装置の選定に関する調査表 別記様式第3号-別紙5 (購入方式)
- ⑤補助金及び交付申請に関する確認書 別記様式第3号-別紙6 (購入方式)

#### [添付書類等]

- ①申請する補助対象機械装置の次のどちらかの書面
  - ・入札の場合は「入札結果を証する書面及び見積書(写し)」
  - ・見積もり合わせの場合は「三者以上の見積書(写し)」
  - ※見積書は申請する機械装置の内容がわかるよう具体的な記載をしてください
- ②申請する補助対象機械装置の「カタログの原本」または「販売業者により原本証明されたカタログ

の写し」※カタログの原本を添付される場合には原本証明が不要になりました

- ※堆肥運搬車は、特装内容のわかる図面・資料等を添付して下さい
- ③定款(写し)〔取組主体が要領で規定する法人の場合〕
- ④規約(写し)又は共同利用契約書(写し)〔取組主体が要領で規定する集団及び団体の場合〕
- ⑤知事特認に係る協議書(写し)と認定を証する書面(写し)〔知事特認の機械装置を申請する場合〕
- ⑥既存機械の下取りがある場合は見積書(写し)
- ⑦その他必要な書類

※平成 30 年度要望時に確認事項等を示された機械装置がある場合は、該当する「要望時確認事項確認 票(平成 30 年 6 月 29 日付け事務連絡)」を記入の上、添付して下さい。

#### 【協議会様】

取組主体様から提出された参加申請書一式をとりまとめ、以下の①~③の様式を揃えて窓口団体へ申請して下さい。

なお、各取組主体様の申請書は、指定のチェックシートにより内容の確認をし、チェックシートは添付したまま、窓口団体へ提出して下さい。

- ①参加申請書 別記様式第3号(購入方式)
- ②都道府県の"確認"を受けたことを証する書面(写し)
- ③畜産クラスター計画(写し)[都道府県知事の認定を受けたことがわかる書面も添付]
- ④各取組主体様の申請書一式(チェックシートを添付したまま申請して下さい)
- ※参加申請書のチェックシートについては P6 を参照して下さい。

#### 参加申請書のチェックシートについて

参加承認手続きを円滑に行うため、取組主体様の申 請書は、協議会様で指定のチェックシートにより確認 をお願いいたします。

- ※2つの事業、それぞれのチェックシートを用意しています ので、該当するチェックシートを利用して下さい
  - 畜産経営強化支援事業
  - 飼料生産受託組織等経営高度化支援事業
- ※例示は畜産経営強化支援事業用です



チェックシートの様式は、ホームページから入手頂けます http://jlia.lin.gr.jp/cl/

#### 《チェック方法》

- ①黄色のセルは該当する情報を記 入して下さい
- ②ピンク色のセルと水色のセルは 〔チェック方法〕欄の説明に沿っ てチェックした結果を記入して 下さい
- ・「赤字の書類」は必須書類です
- ・「黒字の書類」は該当する場合のみ
- ・各書類の「青字の項目」は、当該書類で記載ミスや漏れ、 記載内容の整合性等に不備等が多い項目ですので、各項目もあわせてチェックしてください
- ※協議会様でチェックされていない、 また、チェック内容と書類に齟齬がある場合、参加申請書の受付ができませんので、ご注意ください。
- ※要望時に確認事項等を示されたか どうか、該当欄にチェックしてくだ さい。また、「有り」の場合は、そ の回答内容の確認もお願いいたし ます。

### (2) 事業参加承認通知【協議会→取組主体】

#### 【協議会様】

中央畜産会からの事業参加承認通知をもとに、当該取組主体様に参加承認の通知をしてく ださい。

通知にあたっては、以下についてご留意下さい。

- ・通知様式は「別記 2-1 参考様式 事業参加承認通知書(事業実施要領別紙 2 の第 5 の 3の(4)関係)」を参考にして下さい
- ・取組主体様への通知は、中央畜産会からの承認の都度に発出して下さい
- ・通知の手続きは、協議会の事務処理規程等に基づき処理をしてください

#### [参考] 別記2-1参考様式 事業参加承認通知書

F 第5の3の(2)関係

別記2-1参考様式 事業参加承認通知書 (実施要領別紙2の第5の3の(4)関係) (畜産クラスター協議会→取組主体等)

平成○○年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業購入方式)に係 る事業参加承認通知書【第 回要望分】

年月日

取組主体等 様

○○畜産クラスター協議会 수 문

このことについて、下記のとおり事業参加が承認されたので通知します。

- at ab/対象機械装置 補助対象となる機械装置は、平成○年○月○日付け○第○○号の平成○○年度音 産・配銀に広り強化循等特別対策事業(機械導入事業)参加申請書(以下「申請書) という」をもって申請のあった機械設置とし、その内容は別賦「平成○年度音産・ 軽農収益力強化整備等特別対策事業(機械導入事業)実施計画書」のとおりとする。
- 3 事業参加承認の条件は、前記2に定めるもののほか、次のとおりとする。 (1) 取組主体等は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、
- 当該収入及び支出について証拠書類を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間
- 三級の人人など又には、 アイ、高田宮田がは、 1 1800年では、 7 1800年に、 7 1800年
- (2) 取組主体等は、本事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を、本事業の完了後においても善良公管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従い、効率的な運用を図らなければならない。
- (3) 取組主体等は、取得財産等(1件当たりの取得価格が50万円以上のもの)については、処分側限期間中において公益計団法人中央衛産会長の承認を受けないで補助途の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

(4) 取組主体等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分し ようとするときは、あらかじめ、公益社団法人中央畜産会会長の承認を受けなけれ ばならない。

畜産クラスター協議会会長宛ての事業参加承認通知書の別紙に同じ。

10世ガスト 協議と	-6:		121	<b>(熱年度</b>	Vic. N.S.		94 - 路東台	はた後化療療	AND PERSONAL	COLUMN S.	<b>の</b> な人類単数	_
	\$ # D	n s	-		\$2	8 O E	9	400	NAME OF TAXABLE	800		
<b>根域装置</b> 名	244	型の機会	P.2	● 人 年日日	***	負担	区分	FFRE	469 H	米 課 年月廿	機会の	38 3
						雑算金	その数				_	
					11	E	H					
									_			_
	_											
_												
(11) 1 46		日曜三は、	SOMBOR									_

- (注)能太地震対応充産クラスター計画に基づく取組については 【第 同興望分】の筒 所を【熊本地震対応】に置き換えるものとする。

事業実施要領の改正により、実績報告書の作成時期が明文化されていますのでご注意下さい。

■第6の1 (抜粋)「取組主体等は、機械装置を導入した場合は、原則として1ヶ月以内に基金管理 団体が定める報告書を作成し」

#### (3) 実績報告【取組主体→協議会】

第5の6の(2)、 第6の1

■ 別記2様式第1-1号(実施要領別紙2の第6の1関係)(取組主体→畜産クラスター協議会)

#### 【取組主体様】

#### 〔畜産経営強化支援事業〕

#### 〔飼料生産受託組織等経営高度化支援事業〕

以下の①と添付書類①~⑧の内、該当するものを揃えて協議会へ報告して下さい。

①実績報告書 別記 2 様式第 1-1 号

(実施要領別紙2の第6の1関係)(取組主体→畜産クラスター協議会)

#### [添付書類等]

- ①補助対象機械装置の導入報告書(購入方式) 別記2様式第2-1号
  - ※「事業名」の欄は、該当する事業名を記入
  - ※「銘柄(製造メーカー)」は、販売業者・輸入業者、ブランド名ではなくメーカー名を記入
  - ※「納入年月日」は納品された日付、「導入年月日」は動作確認し検収が完了した日付を記入
  - ※「製造番号」が無い機械装置は「なし」と記入
  - ※車両等で登録しない場合は「車両等の登録番号」は「登録なし」と記入
- ②納入当日に撮影した機械装置の全景写真及び製造番号・車両登録番号の確認可能な写真
  - ※車両等の屋外に持ち出せる機械装置は、屋外の明るいところで前後左右から撮影してください
  - ※送風機等の据付が必要な機械装置は、据え付けた状態の写真も添付して下さい
  - ※製造番号が判読できる写真を添付して下さい
- ③車両登番号の確認可能な車検証の写し(登録車両のみ)
  - ※小型特殊自動車の場合は「標識交付証明書(市区町村長が交付)」の写しを添付して下さい
  - ※なお、申請の際に記入する「軽自動車税申告書兼標識交付申請書」に受付印を捺印した書類を返却され「標識交付証明書」が交付されない市区町村の場合は、受付印を捺印された申請書の写しを添付して下さい
- ④売買契約書又はこれに代わる注文書等の写し
- ⑤納品書の写し(必要な場合は明細書の写しも添付のこと)
  - ※事業参加申請の際の見積書記載の機械装置等(オプション等を含む)が納品されたか確認できる 記載内容のものを入手して添付して下さい
- ⑥領収書又はこれに代わる振込依頼書の控えの写し
- ⑦動産総合保健証の写し
  - ※盗難保険の契約が含まれているかわかるもの
- ⑧「別紙様式 財産管理台帳」の写し
  - ※指定の様式を使用してください
- ⑨参加申請書に添付した見積書(該当機械装置のみ)
  - ※事業参加承認通知書に「この見積書を導入報告書に必ず添付してください」という赤いスタンプが押された見積書が添付されて通知された機械装置は、必ず当該見積書を導入報告書に添付して提出してください

## (4) 実績報告・補助金の請求 【協議会→ (窓口団体) 中央畜産会】

፟ 第6の1

📔 別記 2 様式第 1−1 号(実施要領別紙 2 の第 6 の 1 関係)(畜産クラスター協議会→中央畜産会)

#### 【協議会様】

以下の①の様式と取組主体様から提出された実績報告書関係書類の写しを揃えて窓口団 体へ報告して下さい。

なお、各取組主体様の実績報告書は、指定のチェックシートにより内容の確認をし、チェックシートは添付したまま、窓口団体へ提出して下さい。

①実績報告書 別記2様式第1-1号

(実施要領別紙2の第6の1関係)(畜産クラスター協議会→中央畜産会)

※振込先は協議会の口座を記載して下さい

#### [添付書類等]

- ①取組主体から提出された実績報告書の写し
- ②取組主体から提出された導入報告書の写し(添付書類等一式含)
- ※実績報告書のチェックシートについては P10 を参照して下さい。

※導入した機械装置には、必ず指定のステッカーを貼り付けて下さい※

参考:機器貼付ステッカー

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 **エムド・エードンサー** 

H30

サイズ: 45mm×200mm

#### 実績報告書のチェックシートについて

補助金のお支払い手続きを円滑に行うため、取組主 体様の実績報告書は、協議会様で指定のチェックシー「①黄色のセルは該当する情報を記 トにより確認をお願いいたします。

	:	機械装置:計件	畜産協会受付日:H30/ /
資付主	È体名:	:	協議会チェック者:
74日章	E体名:		チェック日: /
		- 5法) 預が添付されている事を確認したら「書類有無」欄に○印を記入して下さ れぞれの書類の記載内容等に問題が無ければ「内容等・欄に○印を記入 記載事項は青字の各項目の☑チェックもお願いいたします。	
書類有無	内容等	添付書類等(赤字の 🖥 書類は必須書類で	家口 団体 確認
		実績報告書 別記2様式第1-1号(実施要領別紙2の	第6の1関係)
		□押印 □日付の記載 □ 「取組主体」名の記載 □ 「1 事業名」の記載は □ 「2 貸付対象機械装置・金額等」の記載内容は参加承認通知に即している	
		■ 導入報告書 別記 2 様式第 2-1 号	
		□押印 □ 事業参加承認通知書"との整合性 (機械装置、型式、数量等) □取組主体等名の記載 □事業名の記載 □納品品、領収書との記載取内容 □ 写真に写っている製造番号との整合性 □ 「納入年月日」相は納品書等と □ 導入年月日は「使用できる状態」になった日付か	
		<ul><li>制入当日に撮影した機械装置の全景写真及び製造の確認可能な写真</li></ul>	番号・車両登録番号
		□車両等の屋外に持ち出せる機械装置は、屋外の明るいところで前後左右か □送風機等の据付が必要な機械装置は、据え付けた状態の写真 があるか □製造番号の写真は判読できるか	から撮影してあるか
		□送風機等の据付が必要な機械装置は、据え付けた状態の写真 があるか	
		□送風機等の銀付が必要な機械装置は、据え付けた状態の写真があるか □製造番号の写真は制態できるか ■ 車両登番号の確認可能な車検証の写し(登録車両の □記載内容は判読できるか □取組主体名で登録されているか	
		□送風機等の態付が必要な機械装置は、据え付けた状態の写真があるか □製造番号の写真は判談できるか ■ 車両登番号の確認可能な車検証の写し(登録車両の □記載内容は判談できるか □取組主体名で登録されているか ■ 売買契約書又はこれに代わる注文書等の写し	み)
		□送風機等の銀付が必要な機械装置は、据え付けた状態の写真があるか □製造番号の写真は判態できるか  ■ 車両登番号の確認可能な車検証の写し(登録車両の □記載内容は判験できるか □歌組生体名で登録されているか  ■ 売買契約書又はこれに代わる注文書等の写し □取組生体名で契約されているか □参加承認を受けた機械装置となってし	み)
		□送風機等の銀付が必要な機械装置は、据え付けた状態の写真があるか 製造番号の写真は判談できるか ■ 車両登番号の確認可能な車検証の写し(登録車両の □起数内容は判談できるか □取組主体名で登録されているか ■ 売買契約書又はこれに代わる注文書等の写し □取組主体名で契約されているか □参加承認を受けた機械装置となってい ■ 納品書の写し	∂≯)
		□送風機等の銀付が必要な機械装置は、据え付けた状態の写真があるか 動造番号の写真は判談できるか ■ 車両登番号の確認可能な車検証の写し(登録車両の □起載内容は判談できる) □取組主体名で登録されいるか ■ 売買契約書 又はこれに代わる注文書等の写し □取組主体名で契約されているか □参加承認を受けた機械装置となってし ■ 納品書の写し □取組主体名で納品されているか □参加承認を受けた機械装置となってし	∂≯)
		□送風機等の銀付が必要な機械装置は、据え付けた状態の写真があるか 製造番号の写真は判談できるか ■ 車両登番号の確認可能な車検証の写し(登録車両の □起数内容は判談できるか □取組主体名で登録されているか ■ 売買契約書又はこれに代わる注文書等の写し □取組主体名で契約されているか □参加承認を受けた機械装置となってい ■ 納品書の写し	∂s) Natr
		□送風機等の銀付が必要な機械装置は、据え付けた状態の写真があるか □ 製造番号の写真は判談できるか □ 東西登番号の確認可能な車検証の写し (登録車両の □ 記載内容は判談できるか □ 取組主体名で登録されいるか □ 売買契約書 又はこれに代わる注文書等の写し □ 取組主体名で契約されているか □ 参加承認を受けた機械装置となってし ■ 納品書の写し □ 取組主体名で納品されているか □ 参加承認を受けた機械装置となってし ■ 領収書 又はこれに代わる振込依頼書の控えの写し	∂s) Natr
		□送風機等の銀付が必要な機械装置は、据え付けた状態の写真があるか □製造番号の写真は判談できるか □ 車両登番号の確認可能な車検証の写し(登録車両の □記載内容は判談できるか □取組主体名で登録されているか □ 売買契約書 又はこれに代わる注文書等の写し □取組主体名で契約されているか □参加承認を受けた機械装置となってし □ 納品書の写し □取組主体名で納品されているか □参加承認を受けた機械装置となってし ■ 領収書 又はこれに代わる振込依頼書の控えの写し □取組主体名で領収・送金されているか □参加承認を受けた機械装置となってし □ 取組主体名で領収・送金されているか □参加承認を受けた金額と同願が	∂s) Natr
		□送風機等の銀付が必要な機械装置は、据え付けた状態の写真があるか □製造番号の写真は判談できるか □ 車両登番号の確認可能な車検証の写し(登録車両の □記載内容は判談できるか □取組主体名で登録されているか □ 売買契約書 又はこれに代わる注文書等の写し □取組主体名で契約されているか □参加承認を受けた機械装置となってし □ 納品書の写し □取組主体名で納品されているか □参加承認を受けた機械装置となってし □ 領収書 又はこれに代わる振込依頼書の控えの写し □取組主体名で領収・送金されているか □参加承認を受けた金額と同節が ■ 動産総合保険証の写し	∂s) Natr
		□送風機等の銀付が必要な機械装置は、据え付けた状態の写真があるか □ 東西登番号の写真は判除できるか □ 東西登番号の容認可能な車検証の写し(登録車両の □ 記載内容は判談できるか □ 取組主体名で登録されているか □ 売買契約書文はこれに代わる注文書等の写し □ 取組主体名で契約されているか □参加承認を受けた機械装置となってい □ 納品書の写し □ 取組主体名で納品されているか □参加承認を受けた機械装置となってい □ 領収書又はこれに代わる振込依頼書の控えの写し □ 取組主体名で領収・送金されているか □参加承認を受けた金額と同節が ■ 助産総合保険証の写し □ 取組主体名で領収・送金されているか □参加承認を受けた金額と同節が ■ 助産総合保険証の写し	<i>3 b b b b c c c c c c c c c c</i>

チェックシートの様式は、ホームページから入手頂けます http://jlia.lin.gr.jp/cl/

#### 《チェック方法》

- 入して下さい
- ②ピンク色のセルと水色のセルは [チェック方法] 欄の説明に沿っ てチェックした結果を記入して 下さい。特に、参加承認通知書に 記載されていない機械装置が含 まれていないか、ご注意下さい
- ・全て必須書類です
- ・各書類の「青字の項目」は、当該書 類で記載ミスや漏れ、 記載内容の 整合性等に不備等が多い項目です ので、各項目もチェックしてくださ W
- ※協議会様でチェックされていない、 また、チェック内容と書類に齟齬が ある場合、実績報告書の受付でき ませんので、ご注意ください。
- ┷※事業参加承認通知書に「この見 積書を導入報告書に必ず添付し てください」という赤いスタンプ が押された見積書が添付されて いたかどうか該当欄にチェック してください。また「有り」の場 合は、その見積書が添付されてい るかの確認もお願いいたします。

#### 〔注意事項〕見積書に関して

事業参加申請における審査では、見積書の記載事項と添付されたカタログで導入される機械装置の内容を精査し承認を出しています。

そのため、見積書を販売業者から取得する際は、当該販売業者の慣習等に係わらず、以下の注意事項等を踏まえて見積書を取得するようにお願いいたします。

なお、具体的な記載の無いもの、補助対象外が含まれているなど不適切な見積書の場合、 事業参加承認に時間を要することになりますので、ご協力をお願いいたします。

#### 1 共通事項

- ・機械装置本体の他、付属品などを付ける場合は詳細に記載して下さい
- ・"既製品"のみが事業対象です。添付のカタログ等と突き合わせができるように、型番等 は必ず記載して下さい
- ・機械装置の付属品等で「サービス」という形で、無料で付属させているケースがありますが、税金を原資とした補助事業の趣旨を鑑み、補助金額を低廉化させるために「サービス」の代わりに補助対象機械装置自体の価格交渉を行うようにお願いします
- ・輸送費、設置工事費、消耗品等の補助対象外の経費が含まれていないことを明記してく ださい。機械装置への牧場名等の名入れに係る費用も補助対象外です
- ・補助対象の機械装置を導入目的以外で使用することはできません
- 2 特定の機械装置の見積書に関して(平成30年4月5日付け協議会あて事務連絡に準拠)
  - ①《畜産物管理・加工機械装置》→《食肉加工機械装置》、《乳製品加工機械装置》 《飼料給与関係機械装置》→《自動給餌機》
  - ・見積書に「一式」とまとめて記載されていると参加申請の審査がおこなえません。具体 的に導入される機械装置を列記すると共に、補助対象外の費用(輸送費、工事費等)が 含まれているかいないかの判断が付く見積書を提出願います

#### ②《堆肥調製散布関係機械装置》→《堆肥運搬車》

- ・車両本体の他、特装に係る金額等も見積書に明記して下さい
- 有償で付加するオプションについても、必ず見積書に明記して下さい
- 特装内容がわかるカタログ、図面等も(原本証明を付けて)添付して下さい
- ・必ず「堆肥運搬車」と文字入れしてください。その経費については補助対象です。ただ し、牧場名等の名入れは補助対象外ですのでご注意下さい

#### ③《搾乳関係機械装置》→《搾乳ユニット自動搬送装置》

- ・搾乳ユニットのほか、以下のものも併せて導入する場合は見積書に明記し、①~③についてはカタログを添付、型番も記載してください。
  - [①授乳装置、②洗浄装置、③真空発生装置、④ミルク配管、真空配管]
- ・これらの付帯機械装置も単純更新となる場合は補助対象となりません。

#### ④《堆肥調製散布関係機械装置》→《切返作業機》

〔機械装置例:ホイルローダー、シャベルローダー、スキッドステアローダー、フロントローダー+バケット〕

- ・堆肥切り返し作業用としてのアタッチメントはバケットのみが可能のため、クイックカプラ、3連バルブは対象となりません。バケット以外が必要な場合は、別なアタッチメントとして要望し、要望書の「導入の必要性」欄にアタッチメントを装着した際の作業内容を具体的に記載してください。
- ・機械構成もそれに応じた見積書を取得してください。
- ・「畜産仕様」「畜産パッケージ」などの「標準構成」を記載した見積書ではなく(→P11 参照)、「切返作業機」として必要なアタッチメントを明記した見積書を取得してください。

#### ⑤《飼料収穫・調製用機械装置》→《サイレージ等取出・積込機》

〔機械装置例:ホイルローダー、フォークリフト、テレハンドラー、スキッドステアローダー、シャベルローダー、フロントローダー、フロントローダー+バケット〕

- ・導入する機械装置の作業目的がバンカーサイロへの詰め込み作業などでバケット以外の アタッチメントを使用しない場合は、クイックカプラ、3連バルブは対象となりません。
- ・機械構成もそれに応じた見積書を取得してください。
- ・「畜産仕様」「畜産パッケージ」などの「標準構成」を記載した見積書ではなく(→P11 参照)、「サイレージ等取出・積込機」として必要なアタッチメントを明記した見積書を 取得してください。
- ・導入する機械装置の作業目的に必要な標準構成以外のアタッチメント等は見積書に明記 してください。

#### ⑥《飼料調製用機械装置》→《その他》

〔機械装置例:「TMR 等調製作業用」としてのホイルローダー、フォークリフト、スキッドステアローダー、シャベルローダー〕

・導入する機械装置の作業目的に必要な、標準構成以外のアタッチメント等は見積書に明 記してください。

#### ⑦《エコフィード調製・給与関係機械装置》→《エコフィード調製装置》

〔機械装置例:ホイルローダー、フォークリフト〕

- 「エコフィード調製作業用」としての機械構成のみ可能です。
- ・導入する機械装置の作業目的に必要な標準構成以外のアタッチメント等は見積書に明記してください。

メーカー	オプションの考え方等	型番	クイックカプラ 標準装備	3連バルフ標準装備
	・クイックカプラ、3連バルブは全機種ともオプション扱いです。	WA10-6	×	×
コマツ	・「農畜産仕様」とは、顧客からの要望の多いオプションをセットして販売する商品です。	WA20-6	×	×
	そのため、目的外のオプションが含まれる場合は選択不可とし、必要なオプションを付加するようにしてください。	WA30-6E0	×	×
	・「農畜産仕様」は3連バルブと2連バルブのいずれでも選択可能ですので、導入目的に	WA40-8	×	×
	沿った構成を選択してください。(バケットのみの場合は3連バルブは不要です) ・なお、「農畜産仕様」にクイックカプラは含まれていません。	WA50-8	×	×
	「なの、「辰田庄は水」にグイググガノブは占みれているとが。		×	×
		WA100-8	×	×
		WA200-7	×	×
		WA200-8	×	×
	・クイックカプラ、3連バルブは全機種ともオプション扱いです。	ZW20	×	×
	・「畜産仕様」とは、メーカーが推奨するオプションをカタログに記載しているもので、組み	ZW20L	×	×
	合わせを変更することは可能とのことです。 ・「畜産パッケージ」とは、顧客からの要望の多いオプションをセットにして販売する商品の	ZW30-5B	×	×
	ため、組み合わせを変更することができません。そのため、目的外のオプションが含まれる	ZW30L	×	×
	場合は選択不可とし、必要なオプションを付加するようにしてください。	ZW40-5B	×	×
日立建機		ZW50-5B	×	×
		ZW80-5B	×	×
		ZW100-6	×	×
		ZW120-6	×	×
		ZW140-6	×	×
		ZW150-6	×	×
	・クイックカプラ、3連バルブは907Mの機種を除きオプション扱いです。	901C2	×	×
	・「畜産仕様車」とは、メーカーが推奨する装備をセットして販売しているものです。そのた	902C2	×	×
	め、目的外のオプションが含まれる場合は選択不可とし、必要なオプションを付加するようにしてください。	903C2	×	×
	・なお、「畜産仕様車」にはクイックカプラ、3連バルブは含まれていません。	907M	0	0
Fャタピラー		910K	×	×
		914K	×	×
		926M	×	×
		930M	×	×
	・クイックカプラ、3連バルブは全機種ともオプション扱いです。	V1-1A	×	×
	・「畜産仕様」とは、顧客の要望に合わせてオプション等を選択する『販売方法』にすぎ	V2-3B	×	×
ヤンマー	ず、「畜産仕様」としてのオプションはないため、必要なオプションのみを付加するようにしてください。	V3-7	×	×
	・なお、「畜産仕様」にクイックカプラ、3連バルブは含まれていません。	V4-7	×	×
		V5-7	×	×
	・クイックカプラ、3連バルブは全機種ともオプション扱いです。	R430M	×	×
	・「畜産仕様車」とは、亜鉛メッキホイールのみが装着された仕様です。	R430E	×	×
クボタ	・なお、「畜産仕様車」にクイックカプラ、3連バルブは含まれていません。 ・ただし、亜鉛メッキバケットは、ピン式は販売されておらずカプラ式のみのため、クイックカ	R530E	×	×
	プラも必要となりますが、その場合も3連バルブを含めないことが可能です。	R630E	×	×

# → 文中のマークについて

畜産·酪農収益力強化整備等特別対策事業実施要領

別紙 2「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (機械導入事業)」

(最終改正:平成29年2月21日付け28生畜第1335号農林水産省生産局長通知)

**□** →このマークの数字は同要領の該当条項等です。

例: 5 第5 の3 の (1) →実施要領第5 の3 (1) を指します。

畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業に係る事業実施手続き等に関する 規程(改正:平成28年12月14日付け28年度発中畜第1880号)

**□** →このマークの数字は同規程の該当条項等です。

※上記の実施要領は農林水産省、手続きに関する規程と関連様式のデータは中央畜産会のホームページから入手頂けますので、ご利用ください。

http://jlia.lin.gr.jp/cl/



# 📞 お問い合わせ先

		15-4
組織名	雷話番号	<b>住所</b>
45744V. H	En H J	12771

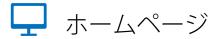
## ♥ 基金管理団体

(公社)中央畜産会	03-5577-5000	〒101-0021 東京都千代田区外神田 2-16-2
		第 2DIC ビル 9 階

## ♥ 窓口団体

(一社)北海道酪農畜産協会	011-209-8555	〒060-0004 北海道札幌市中央区北 4 条西 1-1 北農ビル 13 階
( 机) 主木田支之幼人	017 700 0500	
(一社) 青森県畜産協会	017-723-2523	〒030-0822 青森県青森市中央 2-1-15 畜連ビル 2 階
(一社) 岩手県畜産協会	019-694-1300	〒020-0605 岩手県滝沢市砂込 389-7
(一社) 宮城県畜産協会	022-298-8473	〒983-0832 宮城県仙台市宮城野区安養寺 3-11-24
(公社) 秋田県農業公社	018-893-6213	〒010-0951 秋田県秋田市山王 4-1-2
	010 000 0210	秋田地方総合庁舎 5 階
(公社)山形県畜産協会	023-634-8166	〒990-0042 山形県山形市七日町 3-1-16 山形県 JA ビル
(公社)福島県畜産振興協会	024-573-0514	〒960-8502 福島県福島市南中央三丁目 36 番地
(石柱) 佃局界亩庄孤兴励云	024-373-0314	福島県土地改良会館 3階
(公社) 茨城県畜産協会	029-231-7501	〒310-0022 茨城県水戸市梅香 1-2-56 畜産会館
(公社)栃木県畜産協会	028-664-3631	〒321-0905 栃木県宇都宮市平出工業団地 6-7
(公社)群馬県畜産協会	027-220-2371	〒379-2147 群馬県前橋市亀里町 1310 JA ビル
( II) I#=#=		〒360-0102 埼玉県熊谷市須賀広 784
(一社)埼玉県畜産会 	048-536-5281	県農林総合研究センター
		〒260-0026 千葉県千葉市中央区新宿 1-2-3
(公社)千葉県畜産協会	043-242-5417	K&T千葉ビル3階
(一社) 神奈川県畜産会	045-761-4191	〒235-0007 神奈川県横浜市磯子区西町 14-3
(公社)新潟県畜産協会	025-234-6781	〒950-1101 新潟県新潟市西区山田字堤付 2310-15
(公社)富山県畜産振興協会	076-451-0117	〒930-0901 富山県富山市手屋 3-10-15
(公社)石川県畜産協会	076-287-3635	〒920-0362 石川県金沢市古府 1-217
(一社)福井県畜産協会	0776-27-8228	〒910-0005 福井県福井市大手 3-2-1 福井ビル
(公社)山梨県畜産協会	055-222-4004	〒400-0822 山梨県甲府市里吉 3-9-1
(一社) 長野県畜産会	026-228-8809	〒380-0936 長野県長野市大字中御所字岡田 30-9
(一社)岐阜県畜産協会	058-273-1111	〒500-8385 岐阜県岐阜市下奈良 2-2-1 県福祉農業会館
		〒420-0838 静岡県静岡市葵区相生町 14-26-3
(公社)静岡県畜産協会	054-274-0210	県獣医畜産会館
(公社)愛知県畜産協会	052-951-7477	〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内 3-4-10
(一社) 三重県畜産協会	059-213-7512	〒514-0003 三重県津市桜橋 1-649
(一社)滋賀県畜産振興協会	0748-33-4345	〒523-0896 滋賀県近江八幡市鷹飼町北 4-12-2
(公社)京都府畜産振興協会	075-681-4280	〒604-8845 京都府京都市中京区壬生東高田町 1-15
	06-6941-1351	〒540-0012 大阪府大阪市中央区谷町 1-3-27
(一社)大阪府畜産会		大手前建設会館 2 階
		7 T T T T T T T T T T T T T T T T T T T

組織名	電話番号	住所
(公社)兵庫県畜産協会	078-381-9356	〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通 1 農業会館 7 階
(一社) 奈良県畜産会	0742-23-4004	〒630-8301 奈良県奈良市高畑町 1116-6 農業振興会館
(公社)畜産協会わかやま	073-426-8133	〒640-8331 和歌山県和歌山市美園町 5-1-1
(ム化)宙座励云初かでよ		和歌山県 JA ビル 5 階
(公社)鳥取県畜産推進機構	0857-21-2790	〒680-0833 鳥取県鳥取市末広温泉町 723
(公社)島根県畜産振興協会	0852-21-4421	〒690-0887 島根県松江市殿町 19-1 - 島根 JA ビル
(一社) 岡山県畜産協会	086-221-0511	〒700-0826 岡山県岡山市北区磨屋町 9-18
( 14) 門山宗宙座伽云	060-221-0311	農業会館 5 階
(一社)広島県畜産協会	082-244-1783	〒734-0034 広島県広島市中区大手町 4-7-3
(公社)山口県畜産振興協会	083-973-2725	〒754-0002 山口県山口市小郡下郷 2139
(公社) 徳島県畜産協会	088-634-2680	〒770-0011 徳島県徳島市北佐古一番町 61-11
(公社) 認局宗宙性協云		JA 会館分室
(公社)香川県畜産協会	087-825-0284	〒760-0023 香川県高松市寿町 1-3-2
(五社)首川宗宙座伽云	067-623-0264	高松第一生命ビル 6F
(公社)愛媛県畜産協会 (公社)愛媛県	089-948-5365	〒790-0003 愛媛県松山市三番町 4-4-7
(五任)麦贩乐亩准伽云	069-946-3303	松山建設会館 4 階
(一社)高知県畜産会	088-883-8161	〒781-2110 高知県高知市五台山 5015-1
(公社)福岡県畜産協会	092-641-8723	〒812-0044 福岡県福岡市博多区千代 4-1-27
(公社)佐賀県畜産協会	0952-24-7121	〒840-0803 佐賀県佐賀市栄町 2-1 県 JA 会館
(一社)長崎県畜産協会	095-843-8825	〒850-0047 長崎県長崎市銭座町 3-3
(公社)熊本県畜産協会	096-365-8200	〒861-2101 熊本県熊本市東区桜木 6-3-54
(公社)大分県畜産協会	097-545-6591	〒870-0844 大分県大分市大字古国府 1220
(公社)宮崎県畜産協会	0985-41-9300	〒880-0806 宮崎県宮崎市広島 1-13-10
(公社)鹿児島県畜産協会	099-258-5675	〒890-0065 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 15
(公財)沖縄県畜産振興公社	098-855-1129	〒900-0024 沖縄県那覇市古波蔵 1-24-27



事業専用ホームページでは、実施要領や各種様式データなどを提供しておりますので、ご活用ください。

# http://jlia.lin.gr.jp/cl/

お問い合わせ専用メールアドレス cl-kikai@sec.lin.gr.jp